

Q&A

税理士が知っておくべき

相続の法務と 手続き

民法（相続法）
改正対応

司法書士 中下 祐介 著

ロギカ書房

■ はじめに

税理士には、相続の開始前か後かを問わず「相続にまつわる相談」が数多く寄せられます。

また、顧問先など継続的な関係にあるクライアントについては、相続対策から相続発生後の手続きに至るまで、様々な相談に対応しなければならないこともあります。

しかしながら、相続にまつわる相談の中には「税務の知識」のみでは、適切なアドバイスや判断ができないものも数多く存在します。

特に法的なサポートを必要とするケースにおいては、判断を誤ったり、司法書士や弁護士への取次を円滑に行えなかった場合、クライアントに過度な負担や不利益が生じてしまう可能性があります。

そのため、税理士が「相続に関する基本的な法務や手続き」を把握しておくことは非常に重要であり、クライアントの問題解決や法的リスクの予防にもつながります。

本書は、司法書士である筆者の事務所に寄せられた「税理士の方からの質問」を中心に、相続に関係する法務や手続きについて、基本的かつ重要な内容を Q & A 形式でまとめたものです。

各テーマごとに分けて構成をしておりますので、相談の内容に応じて、民法上の取扱いや実務のポイントなどを迅速に確認することができます。

相続にまつわる相談を受けるにあたって、また、実際に相談があった際に本書をご活用いただき、クライアントへの対応やサービスにお役立ただけであれば幸いです。

令和2年10月

司法書士 中下 祐介

目次

はじめに

相続発生後から 1 周年までの流れと手続き

コラム：戸籍の附票とは？ 11

第 1 章 相続法務の基礎知識

1 法定相続人・法定相続分26

Q1-1 法定相続人 26

Q1-2 法定相続分 29

Q1-3 適用される法律の違いに注意 31

Q1-4 非嫡出子 32

Q1-5 同性愛者間の婚姻・相続 33

2 戸籍・戸籍の見方34

Q1-6 戸籍の種類 34

Q1-7 保存期限 35

Q1-8 戸籍関係の確認 35

Q1-9 税理士の職務上請求 41

3 法定相続情報証明制度43

Q1-10 法定相続情報証明制度 43

Q1-11 法定相続情報証明制度の利用方法 46

Q1-12 法定相続情報一覧図の再交付 50

Q1-13	法定相続情報証明制度の利用上の注意点	50
4	相続人不存在・相続財産管理人	53
Q1-14	相続人不存在	53
Q1-15	相続財産管理人選任後の手続き	60
5	配偶者居住権	62
Q1-16	配偶者居住権	62
Q1-17	配偶者居住権の取得方法	64
Q1-18	配偶者居住権の譲渡・売買	65
Q1-19	配偶者居住権の登記	66
Q1-20	配偶者居住権の消滅	67
Q1-21	配偶者短期居住権	68
Q1-22	配偶者短期居住権の消滅	69
Q1-23	配偶者居住権と配偶者短期居住権の違い	70
6	遺留分・遺留分侵害額請求権	71
Q1-24	遺留分・遺留分侵害額請求権	71
Q1-25	遺留分の算定	72
Q1-26	生前贈与の遺留分算定への組み込み	75
Q1-27	遺留分侵害額請求権の行使	76
Q1-28	遺留分の生前放棄	77
7	特別受益・特別受益の持ち戻し	81
Q1-29	特別受益	81
Q1-30	特別受益の持ち戻し免除	81
Q1-31	生命保険金	83

8 葬儀費用の取扱い	85
Q1-32 葬儀費用	85
Q1-33 葬儀費用の負担	85
Q1-34 相続人への負担の請求	86
Q1-35 葬儀費用の相続財産からの支払い	86
9 相続と契約	87
Q1-36 被相続人の「契約者の地位」	87
Q1-37 被相続人の連帯保証	87
Q1-38 被相続人への借金返済の督促	88
Q1-39 死亡退職金・小規模企業共済の共済金・生命保険金	88

第2章 相続開始前の法務と手続き

1 遺言	92
Q2-1 遺言の種類	92
Q2-2 遺言書保管制度	93
Q2-3 遺言書保管制度利用の流れ	94
Q2-4 遺言書保管制度の利用上の注意点	99
Q2-5 認知症と遺言	100
Q2-6 成年被後見人の遺言	100
Q2-7 遺言と二次相続	101
Q2-8 遺留分を侵害する遺言書	102
2 遺言執行者	103
Q2-9 遺言執行者	103
Q2-10 遺言執行者の条件	103

Q2-11	遺言執行者の権限	104
Q2-12	遺言執行の基本的な流れ	105
3	死因贈与契約	107
Q2-13	死因贈与契約と遺言の違い	107
Q2-14	死因贈与契約の効果	108
Q2-15	不動産の死因贈与契約	108
Q2-16	死因贈与契約の公正証書作成	111
4	家族信託（民事信託）	112
Q2-17	家族信託	112
Q2-18	代理による信託契約	114
Q2-19	信託契約書	114
Q2-20	家族信託契約締結までの期間	115
Q2-21	自益信託・他益信託	115
Q2-22	遺言代用信託	116
Q2-23	遺言と家族信託の優先順位	116
Q2-24	家族信託のモデルケース	118
Q2-25	受託者の信託報酬	120
Q2-26	家族信託と後見制度の違い	121
Q2-27	委託者の死亡による信託終了と信託財産	122
Q2-28	信託契約の内容の変更	123
5	成年後見制度	125
Q2-29	成年後見人	125
Q2-30	法定後見と任意後見の違い	126
Q2-31	親族が後見人になる	127
Q2-32	親族が後見人になる場合の注意点	129
Q2-33	親族が後見人になることを阻止	130

Q2-34 法定後見の中止 130

6 見守り契約・財産管理委任契約 132

Q2-35 身守り契約 132

Q2-36 財産管理委任契約 132

Q2-37 財産管理委任契約と任意後見契約の違い 133

7 相続対策と会社の法務 134

Q2-38 株式会社の定款による相続対策 134

Q2-39 相続人に対する売渡し請求と売渡価格 135

Q2-40 合同会社の定款と相続対策 136

Q2-41 成年後見人と株式の取扱い 137

第3章 相続開始後の法務と手続き

1 相続財産の調査 140

Q3-1 自筆証書遺言 140

Q3-2 遺言書が見つかった場合の対応 144

Q3-3 自筆証書遺言の検認 153

コラム：遺言を勝手に開封すると罰金？ 156

Q3-4 公正証書遺言の調査方法 159

Q3-5 貸金庫の調査 163

Q3-6 預貯金の調査 164

Q3-7 不動産の調査 166

Q3-8 株式の調査 180

Q3-9 株券電子化未対応の株式・単元未満株 184

Q3-10 借入債務（借金）の調査 185

2 相続放棄 187

- Q3-11 相続放棄の期限 187
- Q3-12 相続放棄受理後の注意点 189
- Q3-13 税金の納付義務 189
- Q3-14 相続放棄後の責任や義務 191
- Q3-15 相続発生から3か月を経過 192
- Q3-16 対象者生存中の相続放棄 193
- Q3-17 手続きに要する期間 194
- Q3-18 相続放棄の申述手続きに必要な書類 195
- Q3-19 相続放棄と遺産放棄の違い 199
- Q3-20 未成年者の相続放棄 200
- Q3-21 被相続人の預貯金使用と相続放棄 201
- Q3-22 相続放棄の状況の確認方法 202
- Q3-23 お墓の継承 206

3 遺産分割前の預貯金の払戻し制度 207

- Q3-24 預貯金の払戻し制度 207
- Q3-25 払戻せる金額 207
- Q3-26 預貯金の払戻し制度の注意点 208
 - コラム：預貯金債権の仮分割の仮処分制度 210

4 遺産分割協議 212

- Q3-27 「署名」と「実印での押印」 212
- Q3-28 未成年者の子がいる場合 212
- Q3-29 遺言の内容と異なる遺産分割協議 217
- Q3-30 遺産分割協議のやり直し 219
- Q3-31 預貯金の記載方法 220
- Q3-32 不動産の地目や地積 221
- Q3-33 不動産の記載方法 222

- Q3-34 「生命保険金」「死亡退職金」 227
- Q3-35 債務承継の合意 228
- Q3-36 遺産分割協議書の形式 229
- Q3-37 非協力的な相続人 230
- Q3-38 印鑑証明書の要否 230
- Q3-39 印鑑証明書が発行できない海外居住者 231
- Q3-40 行方不明者の相続人 231
- Q3-41 相続人に成年被後見人がいる場合 236
- Q3-42 換価分割 240
- Q3-43 代償分割 242
- Q3-44 相続不動産から生じた賃料 243
- Q3-45 遺産の一部の分割協議 244
- Q3-46 預貯金の払戻し 245
- Q3-47 遺産分割協議前の遺産の処分 245

5 遺産分割調停 247

- Q3-48 遺産分割協議がまとまらない 247
- Q3-49 遺産分割調停の流れ 248

6 相続登記 250

- Q3-50 相続登記の必要書類 250
- Q3-51 戸籍の原本かコピーか 251
- Q3-52 印鑑証明書の有効期限 251
- Q3-53 相続登記の義務と申請期限 252
- Q3-54 相続登記を申請しなかった場合のリスク 252
- Q3-55 相続登記が長期間されていない不動産 255
- Q3-56 遺言による登記 256
- Q3-57 完済した住宅ローンの抵当権 257
- Q3-58 現存しない建物登記 258
- Q3-59 登録免許税 259

7 借地権・底地の相続	264
Q3-60 借地権の相続 264	
Q3-61 底地の相続 265	
Q3-62 借地権の相続と承諾料 265	
Q3-63 借地権付き建物の売却 265	
Q3-64 底地の売却 266	
8 相続不動産の売却	268
Q3-65 相続不動産の売却 268	
Q3-66 売却上の注意点 270	
9 相続と分筆登記	271
Q3-67 分筆登記 271	
Q3-68 分筆登記にかかる期間 272	
Q3-69 相続登記前の分筆登記 272	
Q3-70 相続登記前の分筆登記と遺産分割協議 275	
10 相続と合筆登記	278
Q3-71 合筆登記 278	
Q3-72 合筆登記にかかる期間 279	
Q3-73 相続登記前の合筆登記 280	
11 会社の役員・株主の相続	281
Q3-74 役員死亡による登記変更 281	
コラム：必要なときに慌てても遅い！会社の登記の重要性 283	
Q3-75 株主の相続 286	
(本書の内容は、2020年8月末現在の法令等の情報に基づくものです。)	
(本書では、民法第5編(相続)に規定されている条文の総称を「相続法」と表記します。)	

3 法定相続情報証明制度

Q1-10 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度とはどのような制度でしょうか？

「法定相続情報証明制度」とは、平成29年5月29日から全国の登記所（法務局）で取扱いが開始された制度です。

この制度では、相続人または代理人（※）が、登記所（法務局）に対して、必要書類を添付して申請をすることで、相続関係を確認した登記官から、認証文付きの相続関係の一覧図の写し（以下、「法定相続情報一覧図の写し」という）の交付を受けることができます【資料10】。

これまでの相続手続きにおいては、相続関係を証明するために、被相続人の出生から死亡までの戸籍や相続人全員の戸籍などを提出して、使いまわすことが一般的でした（戸籍をまとめて束にしたものを使いまわして利用するため、相続手続きをする金融機関などが多いと大幅に時間がかかっていました）。

この点、「法定相続情報一覧図の写し」は複数部交付してもらうことも可能であり、また、相続税の申告や相続登記、金融機関の相続手続きなど様々な手続きに利用できるため、複数の相続手続きを同時に進めることが可能です。

また、「法定相続情報一覧図の写し」の記載から法定相続人の情報が一目瞭然で分かるため、事務所内での案件概要の把握、金融機関窓口での相続関係のチェックもスムーズに進み、業務効率も向上します。

（※）法定相続情報証明制度で代理人になれる者

- ・弁護士
- ・司法書士

- ・土地家屋調査士
- ・税理士
- ・社会保険労務士
- ・弁理士
- ・海事代理士
- ・行政書士
- ・上記専門家のほか申出人の親族

Q3-8 株式の調査

株式の調査は、どのようにしたらよいでしょうか？

被相続人が証券会社で口座を開設していた場合、証券会社から「取引残高報告書」、「保有有価証券残高報告書」などの書類が定期的を送付されてきますので、当該証券会社に対して、残高証明書の発行請求をして、保有銘柄や株数を確認します。

取引をしていた証券会社が不明な場合は、株式会社証券保管振替機構（実務上「ほふり」と略称で呼ばれることが多いです）に対して「登録済加入者情報開示請求」を行うことで、被相続人が口座を開設していた証券会社、信託銀行等の名称等の情報が確認できます。**【資料 30】**

なお、被相続人が、相続開始の何年か前に住所を変更している場合は、現住所と旧住所のいずれの住所でも照会をかけた方が良いでしょう（その場合、旧住所を証明するために戸籍の附票等が必要です）。

開示請求の手続きの詳細については、公式サイトでご確認ください。

<http://www.jasdec.com/>

証券会社等が特定できた段階で「残高証明書」を請求します。

残高証明書の請求にあたっては、通常、対象の証券会社に対して以下の書類を提出して行います（預貯金の手続きと同様に、相続人の1人から請求可能です）。

【必要書類】

- ・ 請求書（証券会社によって様式が異なりますので、直接、証券会社に請求してください。）
- ・ 被相続人の死亡が確認できる戸籍（除籍）
- ・ 請求者が相続人であることが確認できる戸籍
- ・ 請求者の印鑑証明書（有効期限は要確認）

- ・ 本人確認資料

司法書士などが代理で請求する場合は、実印で押印した委任状が必要です。

■【資料 30】登録済加入者情報開示請求書

<http://www.jasdec.com/download/ds/certificate/kaiji/seikyusyo2.pdf>

- 「登録済加入者情報開示請求のチェックリスト」で必要書類等を必ずご確認ください。
- ■の項目を全てご記入ください(全2ページ)。

2020年1月24日版

1/2 ページ

記載例

登録済加入者情報開示請求書

【相続人 (又は相続人の代理人) 用】

2020年1月24日

株式会社証券保管振替機構 御中

私(請求者)は、開示請求の対象者(株主)の口座の開設先の情報(担保取引に係る口座の情報がある場合には、当該口座の情報を含む。)に係る登録済加入者情報の開示を請求します。また、私は、この手続きを行うに当たり、貴社の定める手続方法(開示費用の支払いを含む。)に従い、開示情報の取扱いに一切の責任を持つことを誓約します。

なお、本件に関連して発生した争いについては、当事者間で解決することとし、貴社には一切の迷惑をかけません。また、貴社が私に情報を開示したこと起因して、貴社に損害が生じた場合には、すべて私が貴社に対してその賠償をいたします。

請求者

■ 1. 請求者の氏名又は名称	(フリガナ) ホブリ タロウ 保振 太郎 ㊞ (郵印)
■ 2. 請求者の住所(結果郵送先)	〒108-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
■ 3. 請求者の電話番号	03 (1234) 5678 (請求者が法人、弁護士等の場合) 担当姓名 () ※ 平日 9:00~17:00 に連絡のとれる電話番号をご記入ください。
備考	

相続人

■ 4. 相続人の氏名又は名称	(フリガナ) 同上 ※ 請求者と相続人が同一の場合には、「同上」とご記載ください。
■ 5. 株主(被相続人)との続柄	子 ※例: 子、親、兄、弟等

次ページをご記入いただく際の留意事項

- 「6. 株主の氏名又は名称」及び「8. 株主の住所」は、本人確認書類等(議決権行使書、配当金計算書等を含む。)どおりにご記入ください。弊社は、これらの記載に基づいて調査します。

※ 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ(<http://www.jasdec.com/>)に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

【開示請求の対象者となる株主（被相続人）の情報記入欄】

■ 6. 株主（被相続人）の氏名又は名称 お調べされたい氏名又は名称（法人名称を含む。）をご記入ください。 現姓・旧姓両方で請求する場合は姓ごとに1枚ずつ開示請求書をご記入ください。			
(カ)ホフリ ハナコ 保振 花子			
■ 7. 株主（被相続人）の生年月日		<input type="checkbox"/> 明治 <input checked="" type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	10年 2月 2日
■ 8. 株主（被相続人）の住所 各々の住所につき、住所の確認書類として本人確認書類等（議決権行使書、配当金計算書等を含む。）をご提出ください。戸籍の本籍欄の記載（本籍地）では、住所の確認書類とすることはできません。			
		開示費用 (税込)	機構使用欄
			該当有 該当無
①	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号	6,050円	
②		1,100円 計 7,150円	
③		1,100円 計 8,250円	
④		1,100円 計 9,350円	
機構使用欄 法務局発行の法定相続情報一覧図の利用 有		-1,100円	
		計 円	

機構使用欄	

----- 切り取り線 -----

【郵送先】

封筒の宛名には、右のラベルを切り取って貼付してください。

〒103-0025

日本橋茅場町郵便局留

東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

株式会社証券保管振替機構
開示請求事務センター 行

Q3-9

株券電子化未対応の株式・単元未満株

株式（株券電子化に未対応の株式・単元未満株）の調査は、どのようにしたらよいのでしょうか？

株券の電子化の際に移行の手続きをしなかった株式（いわゆるタンス株）や単元未満株（最低売買単位である1単元の株数に満たない株式）については、証券会社ではなく株式発行会社の「特別口座」（※）で管理がされているため、証券会社からの「取引残高報告書」などからは判明しません。

この場合、株式会社証券保管振替機構に対して「登録済加入者情報開示請求」を行い、特別口座を管理している信託銀行等を特定したうえで、当該信託銀行等に対して、残高証明書を請求します。

なお、特別口座の存在は、株主となっている会社からの株主総会招集通知が届くことや配当の支払通知書等の情報などから判明するケースもあります。

（※）特別口座とは、株券の電子化（平成21年1月5日株式等決済合理化法により実施）に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託していない株や単元未満株を管理するために、株式発行会社が、信託銀行などの金融機関（株主名簿管理人である信託銀行など）に開設する口座です。

【上場会社ではない会社の場合】

上場会社ではない会社の場合、株主の情報（保有株式数など）については、当該会社のみが把握しているケースがほとんどのため、直接問い合わせをする必要があります。

その際、株式を保有していた事実を確認できる書類（原始定款・株券・株主名簿・株式譲渡契約書など）があれば、手元に準備をしておきましょう。

Q3-14

相続放棄後の責任や義務

相続放棄をしたにもかかわらず、相続財産について責任や義務が生じることはありますか？

相続放棄をすることにより「はじめから相続人ではなかった」という法的効力が生じますが、法律上、「相続放棄をした場合であっても、他の者が相続人になり相続財産の管理を始めることができるまでは、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産の管理をしなければならない」という規定があります。

つまり、相続財産に老朽化している建物などがある場合は、その管理についての責任は、他の者が相続人になって管理をはじめることができるようになるまでは、相続放棄をした者が、引続き負うこととなります。

なお、次順位の相続人がいない場合において、この義務を免れるには、裁判所に相続財産管理人の選任の申立てをする必要があります。

ただし、相続財産管理人の選任の申立ては、裁判所への予納金などの費用が発生するほか、申立ての必要性など検討すべき事項も多いため、司法書士や弁護士に相談した方が良いでしょう。

参照条文

(相続の放棄をした者による管理)

民法第940条 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

2 (省略)